

平成21年(ワ)第2957号

原告 伊藤啓子 外3名

被告 社会福祉法人名北福社会

準備書面

平成23年4月15日

名古屋地方裁判所 民事第6部合議係 御中

被告訴訟代理人 弁護士 西 川 正 志

被告訴訟複代理人 弁護士 熊 谷 豊 和



被告の主張

- 1 本件における最大の争点は亡晃平の逸失利益についてであるところ、原告からの主張・書証提出が8期日(約1年)に及ぶものであるため、詳細は、追って反論するものである。
- 2 そこで、まず思うに、原告は訴状において、本件逸失利益として、平均賃金を元に生活費控除率50%をもって請求するものであるが、被告はこれを明確に争うものである。

但し、誤解されてはならないことは、被告の認否書面にあるとおり、被告側

としては、障害者だから損害の発生を否認するなどとは一言も答弁していない。そもそも、障害者といえどもその傷害の程度・内容は様々であり、ひとくくりに議論すること自体のほうが、むしろ不合理な区別であり差別であろう。

- 3 そして、現行民法においては損害賠償は金銭賠償にならざるを得ず、そこには損害賠償の公平分担及び賠償の公平性・客観性もはかられなければならない。

そこで、損害の認定については、多種多様な議論・理念が提唱されていることは了知しているが、法の前平等原則があり、人間に上下なしとして一律にあるいは出来る限り画一的に認定することは当を得ず、損害項目別に個別に認定積算していかざるを得ない。

即ち、損害とは、加害行為がなかったと仮定したならば存在したであろう利益状態と加害行為の作用を受けた結果として現に存在する利益状態との差であると観念する伝統的な差額説を批判して、生命の価値や負傷による損害を一体として評価し、収入の多寡によって極端な個人差が生ずることのないよう、賠償額の定額化を図るべきであるとする死傷損害一括定額説が主張されている。

しかし、死傷損害一括定額説に対しては、人間の個別性を無視し、かえって実質的には不公平を来すおそれがあるとする批判も強く、裁判実務は、損害項目別に個別に認定してその合計を求める方式を採り、しかも被害者の個性に即して逸失利益の額を算定すべきであるとされているところである。

- 4 そこで、このような理念を前提とした上で、逸失利益の算定についてであるが、これは、治療費等のような明確な積極損害ではなく、将来に及ぶ消極的損害である以上は、蓋然性に基づく客観的判断によらざるを得ない。これは、健康者であろうが、障害者であろうが何ら異なるものではない。障害者ゆえに、あるいは人権尊重として、最低賃金や平均賃金を当然の前提にするとか、有利に斟酌するということ自体、不合理・不公平であろう。

思うに、現在人的損害の算定については、多数の事例集積のある交通事故事案が参考にされるべきであろうが、この点からみても、例え健常者であっても、例えば事故前からリタイアすることを宣言している人や不労所得が十分にあるなど「今後の稼働による収入獲得があまり想定できない場合には、逸失利益は否定される」とされているところである（いわゆる青本（交通事故損害額算定基準）22訂版135頁等）。合理性があると考えられているからこそ実務でも永らく、採用されているところであって、障害者だからといって区別・差別してものでないことは明らかであろう。

逆に、むしろその算定に際して障害者であることを無視する訳にも行かず、障害等級・程度において、蓋然性の判断に斟酌されることは、やむを得ないことである。

5 このような前提のもとに本件逸失利益の判断・積算方法が妥当でないというのであれば、それはもはや理念の問題であり、具体的かつ個々の事案の解決の場である本件訴訟においてはなじまない。いわば立法論としての議論というべきものにすぎないと思料する。

6 そこで、本件における、亡晃平の逸失利益の算定であるが、被告の主張としては、当初認否したとおりであり、客観的事実として本件障害等級・重度障害程度やあるいは本件のショートステイを利用している経緯等から推認できる蓋然性として、逸失利益発生は認めがたく、算定不可といわざるを得ないと判断しているものである。

亡晃平の状態等について本件ショートステイ利用経過等から具体的事実を指摘し、あわせて直近の障害者の就業状態・工賃支給額等の統計資料を提出主張

する予定であるが、頭書述べたとおり、今般原告から種々の資料が出されており精査に時間がかかっており、追ってまとめて、次回に主張する予定である。

原告側 8 期日の提出資料に対するものであり、準備のため弁論の続行を求めるものである。